

Lancers

第14回定時株主総会招集ご通知

ランサーズ株式会社

証券コード：4484

開催日時

2022年 6月27日(月曜日)午後 1 時

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件

書面による議決権行使期限：

2022年 6月24日(金曜日)午後 6 時まで

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場へのご来場はご遠慮ください。

議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。

また、ご質問は、当社指定のウェブサイト等からも受け付けていますのでご利用ください。詳細につきましては、インターネットライブ中継のご案内をご参照ください。

目次

第14回定時株主総会招集ご通知	1
インターネットライブ中継のご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	10
連結計算書類	31
計算書類	35
監査報告書	39

証券コード4484
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ランサーズ株式会社
代表取締役社長 秋好陽介
執行役員CEO

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大リスクを避けるため、株主の皆様には、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の模様はご自宅等でもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては、「インターネットライブ中継のご案内」（3頁）をご参照くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会の議案や当社に関するご質問につきましては、同頁記載のライブ中継の視聴申込み及び事前質問受付フォームにて受け付けております。なお、議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号 TOKYU REIT 渋谷Rビル 9階
東京本社特設会場
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.lancers.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.lancers.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、会場におきまして以下の対策をいたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・スタッフはマスクを着用させていただきます。当日ご出席の際にはマスク着用でご来場ください。
 - ・会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。入場の際には、手指の消毒にご協力ください。
 - ・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけして入場をお控えいただくことがございます。
 - ・会場内は座席の間隔を広げて座席数を減らす予定です。これにより会場席数に限りがあり、当日入れなくなる可能性があります。万が一お席をご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ◎今後の新型コロナウイルスの感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.lancers.co.jp/ir/>) でお知らせいたしますのでご確認ください。
- ◎本総会ご出席者へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

インターネットライブ中継のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態に関わらず可能な限り会場へのご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。特設会場においては、株主総会のライブ中継映像を投影いたします。

多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を実施いたします。ライブ中継のご視聴をご希望される場合は、**2022年6月17日（金）午後6時まで**に、以下のフォームより、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」や「株主名」等の必要項目をご入力の上、お申し込みください。ライブ中継のご視聴に必要な情報や詳細につきましては、お申込みいただいた株主様に追ってご案内します。

また、以下のフォームにおいて、株主様からの事前のご質問をお受けいたします。お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。



※注意事項

- ・ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のため、視聴中に議決権行使等を行うことはできません。
- ・通信環境につきましては万全を期して準備しておりますが、システム障害や回線の状況等により映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・ライブ中継をご視聴いただくための通信機器類の費用、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あき よし ひろ すけ 秋 好 陽 介 (1981年1月22日生)	2005年4月 ニフティ株式会社入社 2008年4月 株式会社リート（現 当社）設立 2008年4月 当社代表取締役社長 2015年7月 熱意ある地方創生ベンチャー連合 代表理事 2018年2月 ランサーズエージェンシー株式会社 取締役 2022年4月 当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	7,431,204株
2	そ ね ひで あき 曾 根 秀 晶 (1981年10月31日生)	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン入社 2010年7月 楽天株式会社入社 2015年2月 当社入社 2015年11月 当社取締役 2018年2月 ランサーズエージェンシー株式会社 監査役（現任） 2018年4月 当社取締役兼執行役員 2020年5月 当社取締役 2021年8月 FISM株式会社 社外取締役（現任） 2022年3月 MENTA株式会社 取締役（現任） 2022年4月 当社取締役兼執行役員（現任）	9,180株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	おか じま えつ こ 岡 島 悦 子 (1966年5月16日生)	1989年 4月 2001年 1月 2002年 3月 2005年 7月 2007年 6月 2014年 6月 2014年 6月 2015年 11月 2015年 12月 2016年 3月 2018年 7月 2018年 12月 2019年 2月 2020年 12月	三菱商事株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン入社 株式会社グロービス・マネジメント・バンク入社 同社代表取締役社長 株式会社プロノバ 代表取締役社長 (現任) アステラス製薬株式会社 社外取締役 株式会社丸井グループ 社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任) 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 (現任) 株式会社リンクアンドモチベーション 社外取締役 株式会社ヤプリー 社外取締役 (現任) 株式会社ユーグレナ 社外取締役 株式会社マネーフォワード 社外取締役 (現任) 株式会社ユーグレナ 取締役CHRO (現任)	1,804株
4	か とつ たけ ゆき 加 藤 丈 幸 (1976年2月8日生)	1998年 4月 2015年 11月 2017年 6月 2018年 2月 2021年 3月	株式会社インテリジェンス (現 パーソルキャリア株式会社) 入社 Temp Innovation Fund 合同会社 (現 パーソルベンチャーパートナーズ合同会社) 代表パートナー (現任) VISITS Technologies株式会社 社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任) 株式会社アクティブアンドカンパニー 社外取締役 (現任)	10,656株
5	むら かみ しん 村 上 臣 (1977年2月26日生)	1999年 4月 2000年 8月 2012年 4月 2014年 6月 2017年 11月 2017年 11月 2021年 4月 2022年 3月 2022年 4月	株式会社野村総合研究所入社 ヤフー株式会社入社 同社 執行役員 ワイモバイル株式会社 取締役 リンクトイン・ジャパン株式会社 日本代表 Shin&Co.株式会社 代表取締役 (現任) 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部 客員教授 (現任) 株式会社ポピンズ 社外取締役 (現任) グーグル合同会社 検索担当 ゼネラルマネージャー (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秋好陽介氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
3. 候補者岡島悦子氏の戸籍上の氏名は、巴野悦子です。
4. 候補者村上臣氏の戸籍上の氏名は、鶴田臣です。
5. 岡島悦子氏、加藤丈幸氏及び村上臣氏は社外取締役候補者であります。
6. 岡島悦子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に対する知見が深く、取締役としての経験も豊富であることから、経営全般に対する助言が期待できると考えたためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年7ヶ月となります。
7. 加藤丈幸氏を社外取締役候補者とした理由は、事業開発をはじめとする事業全般に対する知見が深く、その経験も豊富であることから、経営全般に対する助言が期待できると考えたためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年4ヶ月となります。
8. 村上臣氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営、技術及びプロダクトに対する知見が深く、その経験も豊富であることから、経営全般及び当社サービスに対する助言が期待できると考えたためであります。
9. 社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は社外取締役候補者である岡島悦子、加藤丈幸の両氏については責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、村上臣氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は後記事業報告「4. 会社役員に関する事項」20頁に記載のとおりであります。
10. 当社は、岡島悦子及び加藤丈幸の両氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、村上氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
11. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年1月に同内容での更新を予定しております。取締役候補者のうち再任の候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も併せて、被保険者である役員等が行った行為に起因して、当該被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより当該被保険者が被る損害及び賠償請求や公的調査等の対応費用が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益を得たことに起因する場合や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等、填補の対象外とされる一定の事由があります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や、天災地変が発生し、株主総会を開催する時点においてもその影響が継続しているか、継続していることが合理的に予想される場合には、株主様の健康や安全に配慮してご来場を極力ご遠慮願う対応を取りつつも、株主総会の場所を設けて株主総会を開催すること自体が、株主総会の開催方法として必ずしも最良の選択肢ではないケースが今後もあり得ると考えております。

そこで、本議案は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款につき変更をお願いするものであります。なお、本議案による定款一部変更に関して、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に定める経済産業大臣および法務大臣の確認を得ております。

また、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款につき所要の変更をお願いするものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第13条 (省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第15条～第52条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">2 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決議したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第52条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第8章 附則</p> <p>第53条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響により、極めて厳しい状況になりました。ワクチン接種が開始されたものの未だ収束が見通せない状況に加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響も受け、国内外の経済収縮リスク等先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく変容しております。2021年10月に当社グループが実施した「新・フリーランス実態調査2021 - 2022年版」（注1）によると、広義のフリーランス（注2）人口は新型コロナウイルス感染症流行前の2020年2月に実施した調査と比較し49%増の1,577万人にのぼり、経済規模は約24兆円となりました。さらに、自身の仕事への「プロ意識を持つフリーランス」が約8割存在し、高いスキルを持った人材がフリーランスに転身している動きが顕著とも言えます。また、仕事をしながら新たなスキルを習得したいという「学ぶ意欲」を持った人材がフリーランスの6割以上を占め、20～40代を中心にデジタルスキルの習得の需要が高まっています。今後さらに深刻化していくIT人材不足の課題の解消に対して、デジタルスキルを習得したフリーランスが貢献していくことが期待されます。

当社グループはこのような環境において「個のエンパワーメント」をミッション、また当連結会計年度は「すべてのビジネスを『ランサーの力』で前進させる」、「誰もが自分らしく才能を発揮し、『誰かのプロ』になれる社会をつくる」というクライアント及びランサー向けの新ビジョンに刷新し、マッチングプラットフォームを通じた双方への価値提供を強化してまいりました。オンライン上でクライアント(企業)とランサー(個人)が直接マッチングするサービスである「Lancers」、クライアントのエンジニア、デザイナー、マーケター等の求人ニーズに対応して、フリーランス人材をエージェントを介して紹介するサービスである「Lancers Agent」を当社の主力事業に位置付け、堅調に事業を拡大しております。

当連結会計年度においては、生活様式の変化により高まったDX需要が経済活動の再開によってさらに拡大し、それに伴うIT人材不足という市場課題が顕在化しました。それによりテックエージェント事業の主要サービスである「Lancers Agent」においては、再成長・拡大のフェーズとなりました。一方で、前連結会計年度急拡大したマーケットプレイス事業の主要サービスである「Lancers」においては、プロダクト・マーケティング・新規サービス投資を強化したものの、投資回収が後ろ倒しとなり、当連結会計年度における成長は限定的となりました。マネージドサービス事業については、一部撤退(受託型サービス「Lancers Outsourcing」の撤退)を予定しておりましたが、成長性と収益性を鑑み定額型サービスを含むマネージドサ

ービス事業の完全撤退に方針を変更いたしました。このような事業撤退及び継続的な投資活動を行った背景から、当連結会計年度は赤字となりました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は4,073,447千円（前年同期比5.3%増）となり、営業損失は367,013千円（前年同期は営業利益36,722千円）、経常損失は358,491千円（前年同期は経常利益48,545千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は672,369千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益37,109千円）となりました。

特別損益においては、当社のマネージドサービス事業の完全撤退に伴い当社が運営している定額型サービス「Lancers Assistant」「Lancers Creative」を撤退し、当該サービスの一部顧客資産を当社の既存サービスへ移管するため、「Lancers Creative」に関するのれん及びソフトウェアに関して減損損失220,873千円を計上いたしました。また当社が保有する投資有価証券のうち、簿価に比べて実質価額が著しく下落したものについて投資有価証券評価損10,951千円を計上しました。

（注1）「新・フリーランス実態調査2021 - 2022年版」は、当社グループが株式会社マクロミルに依頼した、過去12か月に仕事の対価として報酬を得た全国の20歳以上の成人男女を対象にして2021年9月から10月にかけて実施した調査であり、3,094人から回答を得てまとめたものです。

（注2）「広義のフリーランス」とは、特定の会社に属せずに報酬を得ている「専業フリーランス」に加え、専業フリーランスではないが直近1年間にフリーランスとしての報酬を得たことがある人（副業をしている一般の会社員等）を含んだグループを示します。「新・フリーランス実態調査2021 - 2022年版」ではフリーランスを①副業系すきまワーカー、②複業系パラレルワーカー、③自由業系フリーワーカー、④自営業系独立オーナーの4つに分類しており、広義のフリーランスにはこの4タイプのフリーランスが含まれます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は183,403千円であり、その主な内容は、ソフトウェア開発の183,011千円等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により14,883千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、さらなる事業拡大と収益基盤安定化のために、以下の事項を重要な課題として認識し、対処してまいります。

① 広義のフリーランス市場の拡大と業界の健全な発展

「新・フリーランス実態調査2021 - 2022年版」によると、広義のフリーランス人口は1,577万人、その経済規模は約24兆円となりました。新型コロナウイルス感染症流行前の2020年2月に実施した調査と比較すると広義のフリーランス人口は約515万人、経済規模は約6兆円増加しております。国策としての働き方改革や、企業における新しい働き方に関する制度導入、新型コロナウイルス感染症流行による在宅勤務の増加等により、個人の働き方に関する価値観が変容してまいりました。隙間時間を活用して本業以外の仕事に取り組む人や働き方そのものを見直して独立を選択した人が増加し、フリーランス市場が拡大したと推察しております。

このような市場の中で、当社グループは国内におけるオンラインスタッフィングプラットフォーム及びクラウドソーシング領域の主要企業として、各種の業界団体での活動やフリーランスを支援する取り組み、品質向上委員会の活動等、市場の認知度拡大・啓蒙活動や業界の健全な発展に引き続き努めてまいります。

② プラットフォーム事業の継続的な成長と発展

当社グループが継続的に成長していくためには、既存クライアント利用社数及び1クライアントあたりの利用額を拡大すると同時に、新規事業や新市場の開拓にも取り組んでいく必要があると考えております。次期連結会計年度においては、フリーランスのリスクリંગニーズを満たし高スキル人材の育成を行う教育事業にも進出し、フリーランスの安定的な案件獲得と報酬単価の増加を支援してまいります。当社グループはさらなる発展に向けて、業界の主要企業としての実績を軸とした強固な顧客基盤やブランドの確立に努めつつ、これまでに蓄積された仕事実績のデータ資産やプラットフォーム運営ノウハウを活かした新規事業領域の開拓に積極的に取り組んでまいります。

③サイトの安全性と健全性の確保

当社グループのサイトにおいては、取引のプロセスにおいて、発注側の企業（クライアント）と受注側の個人（ランサー）の間で直接コミュニケーションが発生するため、双方のユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サイトの安全性と健全性を確保する必要があります。そのため、専任の監視チームが24時間365日で全ての仕事依頼内容を確認しており、不適切な内容は非表示対応や修正していただくよう依頼をしております。また、当社グループは第三者機関によるシステム監査（ペネトレーションテスト）を実施し、脆弱性の是正・監視体制を強化しております。今後もこの取り組みを維持・継続し、サイトの安全性と健全性の確保に努めてまいります。

④システムの安定性強化と運用管理体制の構築

当社グループはインターネット上で重要な個人情報に係るサービスを展開しているため、サーバーレスポンスの観点のみならず、セキュリティの観点からも安定的なシステム体制を構築し運用していくことが重要であると考えております。そのため突発的なアクセス増加にも耐えられるサーバー設備強化を行っていくとともに、セキュリティ関連の規程・マニュアルを制定し、社員に対するセキュリティ研修を実施して、セキュリティ管理体制の強化をしております。さらに、個人情報関連法を厳格に遵守する体制を構築しております。なお、当社は、2017年4月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマーク制度の認証を受けており、2021年4月に更新を行っております。このようにシステムの安定性強化と運用管理体制の構築と改善に努めてまいります。

⑤新技術への対応

当社グループが属するIT業界では技術革新が絶え間なく行われております。このような中、当社ではメタバースで学べる最先端学習サービスの提供や、ブロックチェーンやAI技術を活用したプラットフォーム上でのマッチング精度向上、ランサーのスコアリング等、新技術を積極的に取り入れた開発と各サービスの付加価値向上を目指しております。それらを実現するべくエンジニアの採用・育成・技術投資等を継続的に行ってまいります。

⑥優秀な人材の採用と企業文化の醸成

事業の継続的な成長を実現するためには、優秀な人材を採用すると同時に、全従業員が経営方針を理解して、強い企業文化を醸成していくことが重要であると考えております。当社グループは、「最高か最速」、「プロフェッショナル」、「チーム・ランサーズ」という行動指針を掲げ、ユニークな企業文化をグループ全体でさらに浸透・発展させるべく、時代に沿った新たな人事制度の構築を行ってまいりました。今後も優秀な人材を確保すべく当社グループのブランド向上と企業文化の浸透に努めると同時に、次期連結会計年度においては収益性を向上させ、恒常的な黒字化及び筋肉質な組織基盤の構築をしてまいります。

⑦経営管理と内部管理体制の強化

当社グループは、事業の継続的な成長を実現していくために、経営管理体制のさらなる強化・充実が必要不可欠であると考えております。事業成長に伴って組織が拡大していく中で、経営指標のモニタリングや会議体の設計・運用等を通して、組織の健全かつ効率的なマネジメントを推進してまいります。また、今後さらなる事業拡大を図るために、事業基盤を盤石にさせることが重要な課題であると認識しております。今後も継続してM&A等を実施しながら事業拡大を実施していくため、子会社管理体制の強化、連結グループとしての財務報告の信頼性確保並びにコンプライアンス体制や内部管理体制の強化を図ってまいります。そのために、従業員に対して業務フローやコンプライアンス、情報管理等を徹底認知させ、内部管理体制強化を図るとともに業務の効率化を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 2019年3月期	第12期 2020年3月期	第13期 2021年3月期	第14期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高	2,522,476千円	3,474,652千円	3,868,982千円	4,073,447千円
経常利益又は経常損失 (△)	△93,681千円	△328,706千円	48,545千円	△358,491千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△17,629千円	△353,269千円	37,109千円	△672,369千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△1.96円	△27.91円	2.38円	△42.86円
総 資 産	2,348,204千円	3,145,392千円	3,433,341千円	2,840,459千円
純 資 産	993,331千円	1,714,605千円	1,837,273千円	1,188,427千円
1株当たり純資産	△140.55円	110.58円	117.40円	75.48円

(注) 当社は2019年8月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第11期 2019年3月期	第12期 2020年3月期	第13期 2021年3月期	第14期 (当事業年度) 2022年3月期
売 上 高	1,999,796千円	2,034,572千円	2,216,136千円	2,347,305千円
経常利益又は経常損失 (△)	△88,264千円	△323,883千円	6,231千円	△347,694千円
当 期 純 損 失 (△)	△90,856千円	△336,173千円	△7,972千円	△647,062千円
1株当たり当期純損失 (△)	△10.10円	△26.56円	△0.51円	△41.25円
総 資 産	2,267,577千円	2,884,374千円	3,204,764千円	2,591,948千円
純 資 産	993,194千円	1,731,580千円	1,809,274千円	1,183,982千円
1株当たり純資産	△140.56円	111.68円	115.61円	75.2円

(注) 当社は2019年8月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
ランサーズエージェンシー株式会社	29,950千円	100%	エージェントを介してフリーランスを紹介するサービス「Lancers Agent」
MENTA株式会社	31,975千円	100%	教えたい人と学びたい人を繋ぐオンラインメンターサービス「MENTA」

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
プラットフォーム事業 (マーケットプレイス事業、テックエージェント事業)	個人と企業をマッチングする受発注プラットフォーム。 オンラインで企業が直接利用するマーケットプレイス事業、当社グループが介在しIT人材を紹介するテックエージェント事業から構成。

(8) 主要な事業所

①当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

②子会社

名称	所在地
ランサーズエージェンシー株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
MENTA 株 式 会 社	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
197名	22名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員 (アルバイト及びインターン) 33名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 55,620,400株
(2) 発行済株式の総数 15,745,144株
(3) 当事業年度末の株主数 5,932名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
秋好 陽介	7,431,204	47.19
BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC	995,600	6.32
パーソルホールディングス株式会社	748,800	4.75
住友生命保険相互会社	353,600	2.24
第一生命保険株式会社	344,500	2.18
INTERACTIVE BROKERS LLC	278,500	1.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	244,000	1.54
楽天証券株式会社	225,800	1.43
株式会社SBI証券	181,388	1.15
西村 裕二	175,400	1.11

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (37株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
株式会社日本カストディ銀行 244,000株

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役2名に対して、譲渡制限付株式報酬としての普通株式10,084株、また、社外取締役2名に対して、譲渡制限付株式報酬としての普通株式2,460株を交付しました。なお、社外監査役については、該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2014年5月29日	2015年5月14日	2016年6月28日
保有者数			
取締役（社外取締役を除く）		1名	1名
社外取締役（社外役員に限る）			1名
監査役（社外監査役）	1名	1名	
新株予約権の数	100個	800個	400個
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株	80,000株	40,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	134円	605円	605円
権利行使期間	2016年5月30日から 2023年6月27日まで	2017年5月15日から 2025年5月14日まで	2018年6月29日から 2026年6月28日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2018年6月25日	2019年2月14日
保有者数		
取締役（社外取締役を除く）		1名
社外取締役（社外役員に限る）	1名	
監査役（社外監査役）		1名
新株予約権の数	150個	184個
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株	18,400株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	605円	605円
権利行使期間	2020年6月26日から 2028年6月25日まで	2021年2月15日から 2029年2月13日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)

(注) 当社は2019年8月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」を調整しております。

(別記)

新株予約権の主な行使の条件

- ①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。
- ④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人及び子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
秋好陽介	代表取締役社長	
曾根秀晶	取締役	ランサーズエージェンシー株式会社 監査役 MENTA株式会社 取締役 FISM株式会社 社外取締役
岡島悦子	取締役	株式会社プロノバ 代表取締役社長 株式会社丸井グループ 社外取締役 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 株式会社ヤプリ 社外取締役 株式会社ユーグレナ 取締役CHRO 株式会社マネーフォワード 社外取締役
加藤丈幸	取締役	パーソルベンチャーパートナーズ合同会社 代表パートナー VISITS Technologies株式会社 社外取締役 株式会社アクティブアンドカンパニー 社外取締役
村田恭介	常勤監査役	MENTA株式会社 監査役
平田幸一郎	監査役	平田公認会計士事務所 所長 有限会社アドバンスワン 取締役社長 株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外監査役 ビープラッツ株式会社 社外監査役

永 沢 徹	監査役	永沢総合法律事務所 代表弁護士 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社めぶきフィナンシャルグループ 社外取締役
-------	-----	---

- (注) 1. 岡島悦子氏の戸籍上の氏名は、巳野悦子であります。
2. 岡島悦子氏及び加藤丈幸氏は、社外取締役であります。
3. 村田恭介氏、平田幸一郎氏及び永沢徹氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役である岡島悦子氏及び加藤丈幸氏並びに社外監査役である村田恭介氏、平田幸一郎氏及び永沢徹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外監査役村田恭介氏は、外食メディア企業における長年の内部監査業務の経験を有しており、内部統制構築に関する豊富な知見を有していることから、内部統制構築における助言を期待して選任しております。
6. 社外監査役平田幸一郎氏は、公認会計士として多数の企業における監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、会計的側面からの助言を期待して選任しております。
7. 社外監査役永沢徹氏は、弁護士として多数の企業における監査業務経験を有しており、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な知見を有していることから、法律的側面からの助言を期待して選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

被保険者は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員及び退任役員です。被保険者である役員等が行った行為に起因して、当該被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用並びに会社が当該行為に対応するために要した費用等の損害が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益を得たことに起因する場合や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等、填補の対象外とされる一定の事由があります。

なお、当該保険契約は2023年1月に更新される予定であります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		金銭報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	39,111千円 (7,987千円)	5,164千円 (1,012千円)	44,276千円 (9,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	19,655千円 (19,655千円)	－ －	19,655千円 (19,655千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (5名)	58,767千円 (27,643千円)	5,164千円 (1,012千円)	63,932千円 (28,656千円)

- (注) 1. 非金銭報酬は、2021年6月28日開催の取締役会の決議に基づき取締役（社外取締役を含む）4名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用を記載しています。なお、非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、取締役（社外取締役を含む）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。
2. 取締役の報酬は定額報酬及び譲渡制限付株式報酬とすることとし、また、監査役の報酬は、定額報酬とすることとしております。その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各役員の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

(6) 取締役の報酬等の決定方針等の概要

①基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、2021年3月15日開催の取締役会において決議しております。企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬及び持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とし、取締役の担当職務、各期の業績、中長期企業価値への貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して決定することとしております。

②取締役の報酬の内容

取締役の報酬は金銭報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。譲渡制限付株式報酬については、2021年6月28日開催の定時株主総会にて、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として支給することが決議されており、その配分等については取締役会の決定により定めております。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長秋好陽介が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると思われるためです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役から構成される指名報酬委員会を設置し、指名報酬委員会の審議及び

答申を踏まえた上で代表取締役により報酬額の具体的内容が決定される仕組みを構築しており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2019年8月8日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額250百万円以内）、監査役の報酬額について年額100百万円以内とご承認いただいております。なお、当該臨時株主総会終結時点の会社役員の数につきましては、取締役5名（うち社外取締役は2名）、監査役3名です。

また、2021年6月28日開催の定時株主総会において、上記報酬の内枠で、取締役（社外取締役を含む）に対し譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、割り当てる普通株式の総数は年32,000株以内（うち社外取締役分は年16,000株以内）で承認いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の会社役員の数につきましては、取締役4名（うち社外取締役は2名）、監査役3名です。

(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、19頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

また、当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡 島 悦 子	当事業年度に開催された取締役会へは15回中15回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	加 藤 丈 幸	当事業年度に開催された取締役会へは15回中15回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	村 田 恭 介	当事業年度に開催された取締役会へは15回中15回、また、監査役会には14回中14回出席し、常勤監査役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	平 田 幸一郎	当事業年度に開催された取締役会へは15回中14回、また、監査役会には14回中13回出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	永 沢 徹	当事業年度に開催された取締役会へは15回中15回、また、監査役会には14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

岡島悦子氏には会社経営に対する知見が深いこと及び取締役としての経験が豊富であることから経営全般に対する助言を期待しておりましたが、取締役会における経営全般に対する助言に加え、特に組織体制や人材管理に関する助言を、取締役会以外の場においても行っております。

加藤丈幸氏には事業開発をはじめとする事業全般に対する知見が深いこと及びその経験が豊富であることから経営全般に対する助言を期待しておりましたが、取締役会における経営全般に対する助言に加え、特に事業開発や事業拡大に関する助言を、取締役会以外の場においても行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

31,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2019年3月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、2022年1月14日開催の取締役会において改定しており、現在当該基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。内容及び運用状況は以下の通りです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスを遵守した経営を推進します。
- b. コンプライアンスを推進する体制として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置し、各部門を統括する取締役又は部長をコンプライアンス担当者として任命します。
- c. コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの推進状況を把握し、その概要を取締役に適切に報告します。
- d. コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し、実施します。
- e. コンプライアンス委員会は、取締役及び役員職員に対するコンプライアンスに関する研修等を実施します。
- f. コンプライアンスに関する通報・相談をするための窓口として内部通報制度を設置します。当該通報・相談をした者に対しては、通報・相談をしたことを理由に不利な取り扱いをしません。
- g. 内部監査を担当する部門を設置し、コンプライアンスの状況の監査を行い、代表取締役社長及びコンプライアンス担当者に適切に報告します。
- h. 監査役は、独立した立場から内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監督します。

②当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

記録・情報の取り扱いについては、文書管理規程を制定し、当該規程に従って取締役の職務の執行に係る情報の適切な保存・管理を行います。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理規程に基づき、コーポレート部がリスク管理を主管し、取締役の中からリスク管理責任者を選任します。
- b. コーポレート部は、リスクの顕在化による損失発生防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、適切にリスクマネジメントを実施します。
- c. 当社グループは、会社単位及び業務単位でリスクを識別し、リスク管理主管部署であるコーポレート部に報告します。コーポレート部は、特性に応じて分類したリスクごとにリスクマネジメントを推進する体制を整備します。リスク管理責任者は、各推進体制の運用状況について、定期的に取締役会に報告します。

- d. 当社グループの経営又は事業活動に重大な支障を与える恐れのある事故・大規模な災害等が発生した場合は、これに伴い生じる会社の損失を最小化するため、速やかに必要な措置を講じます。大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である事項の場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な措置を講じます。

④当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。
- b. 執行役員規程に基づき執行役員制度を導入し、迅速で効率性の高い経営の実現を図ります。
- c. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図ります。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を把握するため、子会社から経営上の重要事項の報告を受け、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。
- b. 当社は、子会社のリスクマネジメント全般を把握し、助言、指導等の必要な対応を行います。
- c. 当社は、定期的を開催するコンプライアンス委員会において、子会社におけるコンプライアンスの推進状況を把握し、子会社のコンプライアンスの強化を図ります。
- d. 当社の内部監査部は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の代表取締役社長及びリスク管理責任者に適切に報告します。
- e. 当社と子会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行います。
- f. 当社と子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、予算会議を毎月開催します。
- g. 子会社は、取締役会規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。
- h. 子会社は、その業態やリスクの特性に応じてリスクマネジメントを推進する体制を整備し、適切にリスクマネジメントを実施します。
- i. コンプライアンスを推進する体制として、子会社の代表取締役は、当社が開催するコンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する状況を報告し、コンプライアンスを遵守した経営を推進します。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社及び子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するために評価、維持、改善等を行います。
- b. 当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- c. 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査します。

⑦監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - i. 監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、当該従業員を置くものとします。
 - ii. 配置にあたっての従業員の人数、人選等については、監査役の意見を考慮して検討します。
 - iii. 当該従業員の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行います。
- b. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - i. 監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮・命令に従うものとします。
 - ii. 監査役の職務を補助する従業員は、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない従業員を配置します。
- c. 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社グループは、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。
- d. 当社及び子会社の取締役並びに従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - i. 当社及び子会社の取締役並びに執行役員から監査役への報告に関する手続きを定め、その職務の執行状況について、適時適切に報告します。
 - ii. 取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。
 - iii. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。
- e. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- f. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、適時適切に行います。
- g. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - i. 監査役と代表取締役社長との会合、監査役と内部監査を担当する部門との会合、並びに監査役、内部監査を担当する部門及び会計監査人による三者の会合を定期的に開催します。
 - ii. 監査役から監査役の職務に関する要望があった場合は、適時適切に対応します。

⑧反社会的勢力の排除

当社グループは、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求の拒絶のための体制を整備、取り組みを推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役の職務執行

社外取締役2名を含む取締役は、原則月1回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の確認、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営にあたっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

②監査役の職務執行

監査役3名（全員社外監査役）は、原則月1回開催される監査役会に出席し、監査役会において定めた監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

また、取締役会、コンプライアンス委員会、その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査部及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行うほか、適宜代表取締役社長よりヒアリングを行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

当社では、リスク管理規程に基づき、取締役の中からリスク管理責任者を選任し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに取締役及び使用人のコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、法令違反行為等に関する相談・通報体制（社内通報窓口）を設置して、早期に問題点の対応を図るよう努めております。また運用に当たっては、情報提供者の保護を十分に配慮した「内部通報規

程」を定め、厳正に実施しております。

④子会社経営管理

当社グループでは、当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、各子会社役員から、月次業績や決算報告及び業務上の重要事項等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また、役員の選任・退任や経営上の重要事項等は、親会社である当社へ事前報告を行い、当社が定める会議、機関または社長において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

⑤内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した代表取締役社長直結の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部では、全グループを対象として法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることの確認を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

⑥反社会的勢力排除に対する取り組み状況

当社では、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する方針を「反社会的勢力対応規程」に定め、関係を遮断する体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を充実させるため、無配とさせていただき、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える開発体制を強化してまいりたいと考えております。

なお、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,360,477	【流動負債】	1,651,032
現金及び預金	1,600,779	買掛金	193,500
売掛金	390,812	未払金	421,338
仕掛品	3,425	未払費用	92,990
前払費用	42,471	未払法人税等	18,439
未収入金	282,412	未払消費税等	11,030
その他の	72,973	預り金	838,791
貸倒引当金	△32,397	賞与引当金	61,457
		その他の	13,485
【固定資産】	479,982	【固定負債】	1,000
有形固定資産	8,856	長期未払金	1,000
建物	7,872		
工具、器具及び備品	983	負債合計	1,652,032
無形固定資産	416,242	純資産の部	
ソフトウェア	95,239	【株主資本】	1,188,427
ソフトウェア仮勘定のれん	150,500	資本金	59,934
のれん	170,501	資本剰余金	1,779,118
投資その他の資産	54,883	利益剰余金	△650,589
敷金及び保証金	37,901	自己株式	△36
繰延税金資産	16,981		
その他の	880	純資産合計	1,188,427
貸倒引当金	△880	負債・純資産合計	2,840,459
資産合計	2,840,459		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,073,447
売上原価	2,070,177
売上総利益	2,003,270
販売費及び一般管理費	2,370,283
営業損	367,013
営業外収入	
営業債務消滅	5,910
助成金収入	2,850
その他	2,155
営業外費用	
控除対象外消費税	1,527
その他	866
経常損	358,491
特別損	
投資有価証券評価損	10,951
減損	220,873
解約違約金	65,252
税金等調整前当期純損失	655,569
法人税、住民税及び事業税	23,737
法人税等調整額	△6,937
当期純損失	672,369
親会社株主に帰属する当期純損失	672,369

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	97,851	1,719,431	20,662	△36	1,837,909
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3,443	3,443			6,886
新株の発行（新株予約権の行使）	7,441	7,441			14,883
減資	△48,801	48,801			—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△672,369		△672,369
連結範囲の変動			1,117		1,117
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	△37,916	59,686	△671,252	—	△649,482
当連結会計年度末残高	59,934	1,779,118	△650,589	△36	1,188,427

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△635	△635	1,837,273
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			6,886
新株の発行（新株予約権の行使）			14,883
減資			—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△672,369
連結範囲の変動			1,117
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	635	635	635
連結会計年度中の変動額合計	635	635	△648,846
当連結会計年度末残高	—	—	1,188,427

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,893,155	【流動負債】	1,406,965
現金及び預金	1,330,414	買掛金	51,509
売掛金	197,709	未払金	397,643
仕掛品	3,425	未払費用	91,464
前払費用	41,677	未払法人税等	1,406
未収入金	315,066	前受金	4,617
その他の	36,063	預り金	800,828
貸倒引当金	△31,202	賞与引当金	51,192
		その他の	8,302
【固定資産】	698,793	【固定負債】	1,000
有形固定資産	8,856	長期未払金	1,000
建物	7,872	負債合計	1,407,965
工具、器具及び備品	983	純資産の部	
無形固定資産	185,052	【株主資本】	1,183,982
ソフトウェア	66,640	資本金	59,934
ソフトウェア仮勘定	118,411	資本剰余金	1,779,118
投資その他の資産	504,884	資本準備金	1,381,515
関係会社株式	286,982	その他資本剰余金	397,602
関係会社貸付金	180,000	利益剰余金	△655,034
敷金及び保証金	37,901	その他利益剰余金	△655,034
その他の	880	繰越利益剰余金	△655,034
貸倒引当金	△880	自己株式	△36
		純資産合計	1,183,982
資産合計	2,591,948	負債・純資産合計	2,591,948

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	2,347,305
売上原価	760,205
売上総利益	1,587,099
販売費及び一般管理費	1,968,669
営業損	381,570
営業外収入	34,709
受取利息	2,707
営業債務消滅益	5,910
関係会社業務受託収入	22,115
その他	3,976
営業外費用	833
支払利息	114
その他	719
特別損	347,694
投資有価証券評価損	10,951
解約違約金	65,252
減損	220,873
税引前当期純損	644,772
法人税、住民税及び事業税	2,290
当期純損	647,062

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当期首残高	97,851	1,419,431	300,000	1,719,431
当期変動額				
新株の発行	3,443	3,443		3,443
新株の発行（新株予約権の行使）	7,441	7,441		7,441
減資	△48,801	△48,801	97,602	48,801
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△37,916	△37,916	97,602	59,686
当期末残高	59,934	1,381,515	397,602	1,779,118

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	△7,972	△7,972	△36	1,809,274	1,809,274
当期変動額					
新株の発行				6,886	6,886
新株の発行（新株予約権 の行使）				14,883	14,883
減資				—	—
当期純損失（△）	△647,062	△647,062		△647,062	△647,062
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△647,062	△647,062	—	△625,292	△625,292
当期末残高	△655,034	△655,034	△36	1,183,982	1,183,982

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ランサーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野雅史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森竹美江 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ランサーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ランサーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ランサーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野雅史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森竹美江 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ランサーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

ランサーズ株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 村田 恭介 ㊟

社外監査役 平田 幸一郎 ㊟

社外監査役 永沢 徹 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
TOKYU REIT 渋谷Rビル 9階
ランサーズ株式会社 東京本社特設会場
電話番号 03-5774-6086



交通 ●東急東横線・田園都市線、JR山手線・埼京線、
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線
渋谷駅C1より徒歩3分（JR新南口から徒歩2分）

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。